

# 市県民税（住民税）の年金特別徴収のお知らせ

（4月1日現在 65歳以上の公的年金受給者方で、市県民税を納税されている方へ）

年金特別徴収制度とは、年金保険者（厚生労働大臣など）が年金から市県民税を引去りし、市に納めることです。

## 年金特別徴収の対象となる公的年金

介護保険料が引去られている老齢基礎年金や退職年金等の公的年金が対象です。

ただし、以下の場合には引去りをせず、納付書または口座振替による納付となります。

○障がい年金、遺族年金などの非課税年金の場合。

○引去りの対象年金から、所得税、介護保険料、後期高齢者医療保険料（または国民健康保険料）を差し引いた後の金額が、年金特別徴収の対象税額より少ない場合。

## 特別徴収する税金

公的年金の所得から計算した市県民税のみです。

※給与所得、事業所得など公的年金以外の所得から計算した市県民税については、特に指定がない限り給与からの引去り、または納付書及び口座振替で納付することになります。（給与からの引去りがある方は、給与の特別徴収税額通知書が給与支払者を通じて通知されます。）

納付書・口座振替



年金特別徴収



納税方法を変更するものであり  
新たな税負担が生じるものではありません。

# 公的年金からの市県民税(住民税)の 特別徴収制度が改正されました。

## 年金特別徴収の対象税額と徴収方法

年間の徴収税額の平準化を図るため、4・6・8月の算定方法の見直しが行われます。(平成29年4月分から)

改正前

各4・6・8月 = 前年度の2月と同じ額  
各10・12・2月 = (年税額 - 4・6・8月合計分) ÷ 3



各4・6・8月 = 前年度の年税額 ÷ 6  
各10・12・2月 = (年税額 - 4・6・8月合計分) ÷ 3

◎年金所得のみで計算した場合

初年度の年税額が60,000円、2年目と3年目の年税額が36,000円の場合については、次のとおりです。

### 【公的年金からの引去りが初年度の納付方法】

今年度、新たに年金特別徴収の対象者となった方は、10月から年金特別徴収が始まります。

6月と8月は、これまでどおり納付書または口座振替で納めていただくことになります。

(前年度途中で年金特別徴収が停止となった方も該当します。)

| 徴収方法 | 納付書または口座振替で納付 |         | 年金からの引去り  |         |         |
|------|---------------|---------|-----------|---------|---------|
|      | 月(期)          | 8月(2期)  | 10月       | 12月     | 2月      |
| 税額   | 15,000円       | 15,000円 | 10,000円   | 10,000円 | 10,000円 |
| 算定方法 | 年税額の1/4ずつ     |         | 年税額の1/6ずつ |         |         |

### 【公的年金からの引去りが2年目の納付方法】

| 徴収方法 | 年金からの引去り                     |         |         |   |        |        |
|------|------------------------------|---------|---------|---|--------|--------|
|      | 4月                           | 6月      | 8月      | 10月                                     | 12月    | 2月     |
| 税額   | 10,000円                      | 10,000円 | 10,000円 | 2,000円                                  | 2,000円 | 2,000円 |
| 算定方法 | 前年度の年税額の1/6ずつ<br>60,000円 ÷ 6 |         |         | 年税額の残りの1/3ずつ<br>(36,000円 - 30,000円) ÷ 3 |        |        |

### 【公的年金からの引去りが3年目の納付方法】

| 徴収方法 | 年金からの引去り                     |        |        |   |        |        |
|------|------------------------------|--------|--------|---|--------|--------|
|      | 4月                           | 6月     | 8月     | 10月                                     | 12月    | 2月     |
| 税額   | 6,000円                       | 6,000円 | 6,000円 | 6,000円                                  | 6,000円 | 6,000円 |
| 算定方法 | 前年度の年税額の1/6ずつ<br>36,000円 ÷ 6 |        |        | 年税額の残りの1/3ずつ<br>(36,000円 - 18,000円) ÷ 3 |        |        |

※従来制度では一度生じた不均衡は平準化しませんが、改正後は2年連続税額が同額の場合は平準化します。

## 転出・税額変更があった場合の特別徴収の継続

平成28年10月から賦課期日(1月1日)以後、市外に転出した場合や、特別徴収税額が変更となった場合、一定の要件の下、特別徴収を継続することとなりました。

ただし、対象者がお亡くなりになられた場合や介護保険料特別徴収の対象からはずれた場合は停止となります。